

審 査 基 準 表
(誘致対象企業開拓業務委託)

| 審査項目 | 審 査 内 容 | 配点 |
|----------------------------|-------------------------------------|----|
| 専門性、人脈 及び企業の掘 り起こし方法 | 各業界の事情に精通しているか。 | 10 |
| | 各業界に幅広い取引先や人脈を有しているか。 | |
| | 本県に立地する可能性がある企業の掘り起こし方法は妥当か。 | |
| 企画提案の内容 及び実現性 | 提案事業の企画内容が目的に合致しているか。 | 20 |
| | 提案事業の開催回数、開催時期等、業務実施スケジュールは妥当か。 | |
| | 本県に立地する可能性がある企業に本県視察への参加を促す方法は妥当か。 | |
| 経済性 | 提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。 | 10 |
| 業務実施体制 | 業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。 | 5 |
| | 新型コロナウイルス感染症の影響を十分に考慮した内容となっているか。 | |
| 類似業務実績 | 地方公共団体における類似業務の履行実績があるか。 | 5 |
| その他の提案 内容 | 今後の企業誘致活動において効果が期待できる提案内容があるか。 | 10 |
| 合 計 | | 60 |

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 満点が10点の項目は、下記評価基準による評価点数を2倍したものを、満点が20点の項目は、下記評価基準による評価点数を4倍したものを得点とする。
- (3) 全ての委員の点数を集計する。
- (4) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (5) 委員の合計点数が最低基準点である 144点（満点 240点×6割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (6) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である 144点（満点 240点×6割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準（5段階）】

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案